

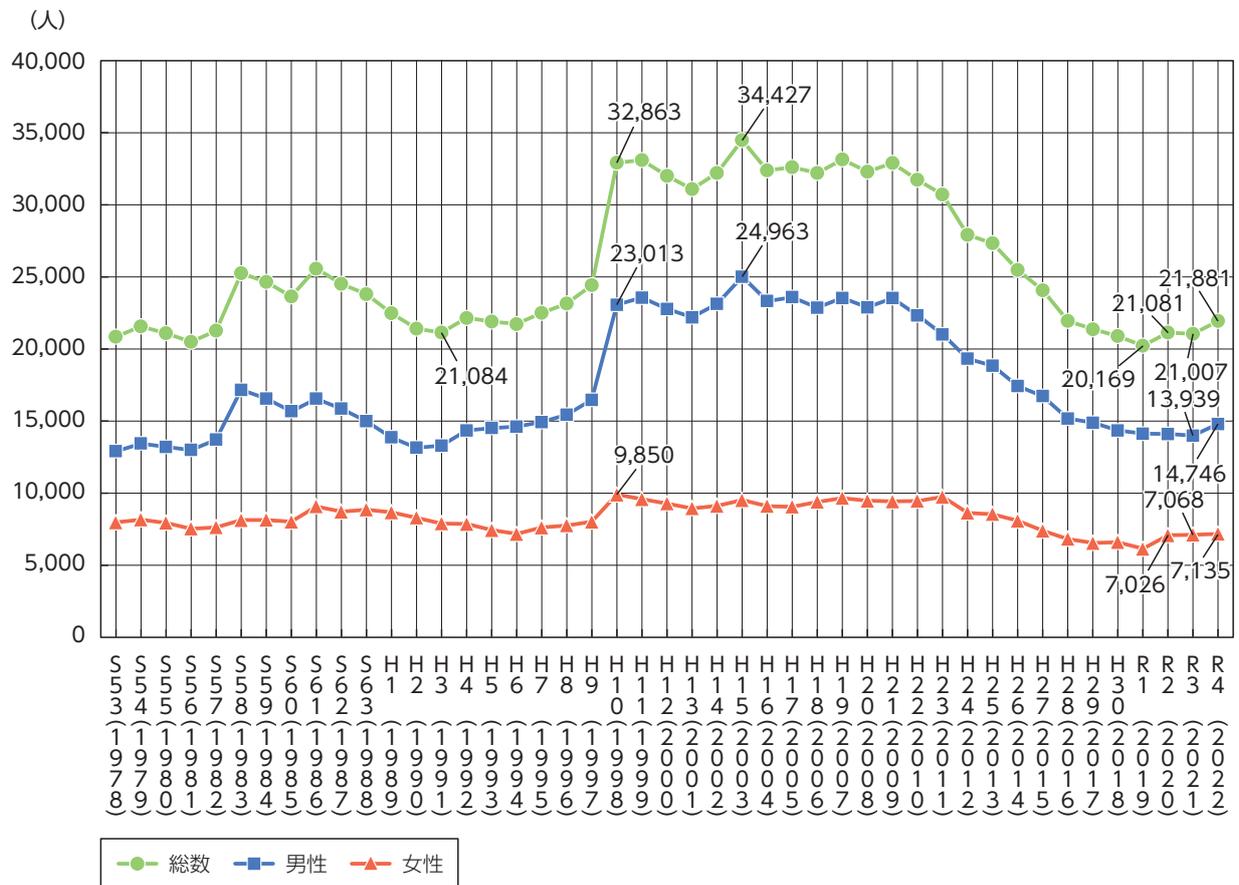
1 自殺統計でみた自殺者数の年次推移

(1) 自殺統計でみた自殺者数の推移

警察庁の自殺統計原票を集計した結果（以下「自殺統計」という）によれば、我が国の自殺者数は、昭和58年及び昭和61年に2万5千人を超えたものの、平成3年に2万1,084人まで減少し、その後2万人台前半で推移していた。しかし、平成10年は前年から8,472人増加して3万2,863人となり、平成15年は昭和53年の統計開始以来最多の3万4,427人となった。その後3万人台で推移した後、平成22年に減少に転じ令和元年は最少の2万169人となった。令和2年は11年ぶりに総数が増加に転じて2万1,081人となった後は2万人台で推移し、令和4年は2万1,881人となった（第1-1図）。

男女別にみると、男性の自殺者数は女性を大きく上回っている。男性は総数と似た推移を示しており、昭和58年及び昭和61年に大きく増加してからは減少傾向にあったものの、平成10年に急増して2万3,013人となった。平成15年は最多の2万4,963人となったが、その後は減少傾向にあり、平成22年以降令和3年まで12年連続で減少していたが、令和4年に13年ぶりに増加した。女性は昭和58年に大きな増加はなかったが、昭和61年及び平成10年は、総数及び男性と同様に大きく増加し、平成10年は最多の9,850人となった。その後は緩やかな減少傾向にあったが、令和2年に7,026人と2年ぶりに増加した後、令和4年まで3年連続の増加となった。

第1-1図 自殺者数の推移（自殺統計）



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

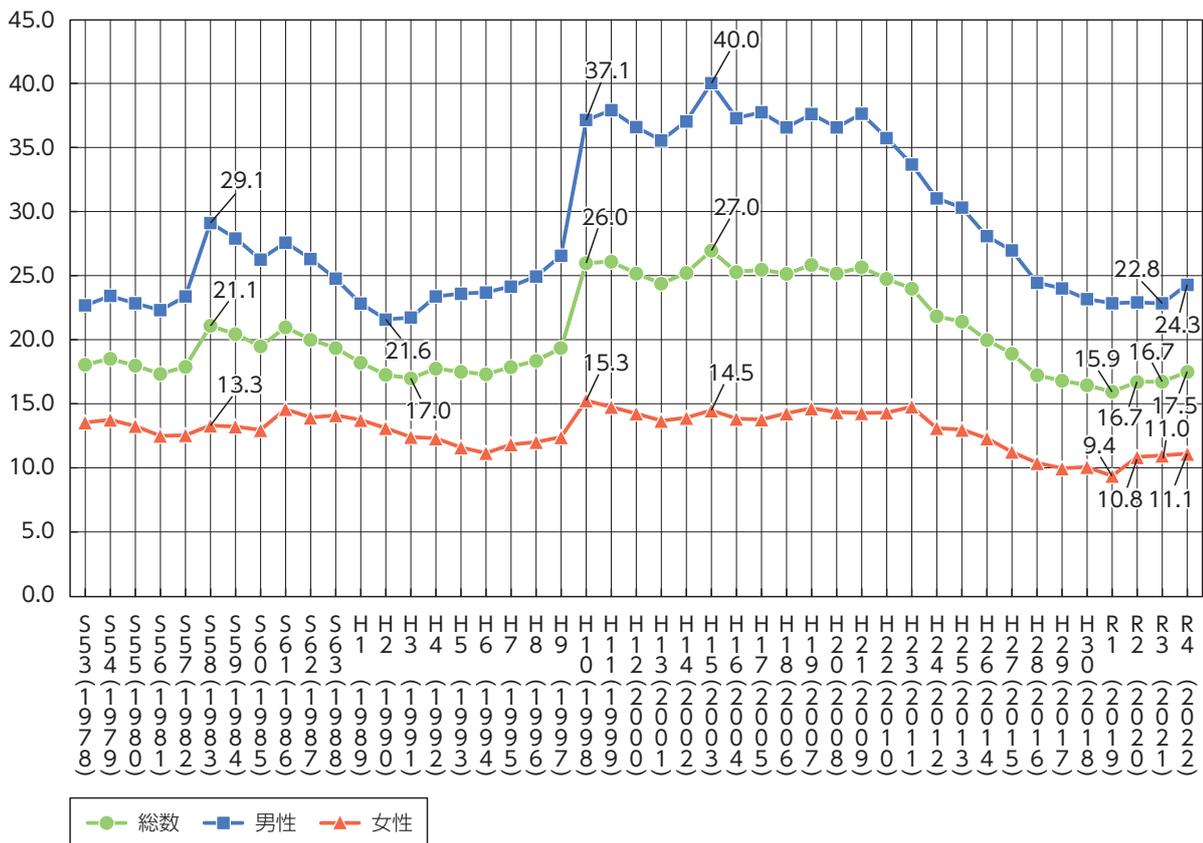
(2) 自殺統計でみた自殺死亡率の推移

人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という）をみると、昭和58年の21.1の後、平成3年は17.0まで低下した。その後は横ばいの傾向が続いたが、平成10年に前年の19.3から26.0と急上昇し、平成15年は統計開始以来最大の27.0となり、平成21年まで高い水準が続いていた。平成22年からは低下に転じ令和元年には最小の15.9となったが、令和2年に16.7と11年ぶりに上昇し令和3年の横ばいの後、令和4年には17.5と再び上昇した（第1-2図）。

男女別にみると、男性は昭和58年に29.1の

後、平成2年に最小の21.6となるまでおおむね低下傾向にあった。しかし、平成10年に前年の26.6から37.1と急上昇し、平成15年は最大の40.0となった。その後は低下を続けていたが、令和4年は前年の22.8から24.3と上昇した。女性は総数及び男性と比べるとおおむね横ばいの傾向にあるが、平成10年は前年の12.4から大きく上昇して15.3となった。その後は緩やかな低下傾向となり令和元年に最小の9.4となったが、令和2年に10.8と上昇に転じ、令和3年は11.0、令和4年は11.1と緩やかな上昇が続いている。

第1-2図 自殺死亡率の推移（自殺統計）



資料：警察庁「自殺統計」、国勢調査実施年は総務省「国勢調査」、他の年は総務省「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

(3) 年齢階級別の自殺者数の推移

自殺者数の推移を年齢階級（10歳階級）別にみると、統計開始の昭和53年から現在にかけて「40～49歳」、「50～59歳」及び「60～69歳」の自殺者数が多い。平成22年から令和元年にかけては、ほとんどの年齢階級で減少傾向にあったが、「10～19歳」は横ばいであった。令和2年以後は多くの年齢階級で増加又は横ばいだが、「50～59歳」は直近2年連続

で大きく増加した（第1-3図）。

男女別にみると、男性は平成22年から令和3年までは、ほとんどの年齢階級で減少傾向にあったが、令和4年には「20～29歳」、「30～39歳」以外の年齢階級で増加した。女性は平成23年の「20～29歳」を除き減少又は横ばいであったが、令和2年に全ての年齢階級で増加した。「10～19歳」及び「50～59歳」は令和4年まで3年連続で増加している。

(4) 年齢階級別の自殺死亡率の推移

各年齢階級の人口を考慮するために推計人口を用いた年齢階級別の自殺死亡率をみると、平成9年までは「60歳～」、それ以降は「50～59歳」の自殺死亡率が高かった。平成22年以降は「～9歳」及び「10～19歳」を除く全ての年齢階級で低下傾向にあったが、令和2年に「50～59歳」及び「60～69歳」を除く全ての年齢階級で上昇に転じた。特に令和

2年の「20～29歳」の自殺死亡率の上昇は大きく、令和2年及び令和3年は「50～59歳」に次ぐ自殺死亡率となった（第1-4図）。

男女別にみると、男女ともに50歳以上の年齢階級の自殺死亡率はピーク時より大幅に低下し、「10～19歳」は横ばいもしくは上昇した。また、令和2年女性の「20～29歳」、「30～39歳」及び「40～49歳」の自殺死亡率が大きく上昇し、令和4年も高い水準が続いた。

(5) 職業別の自殺者数の推移

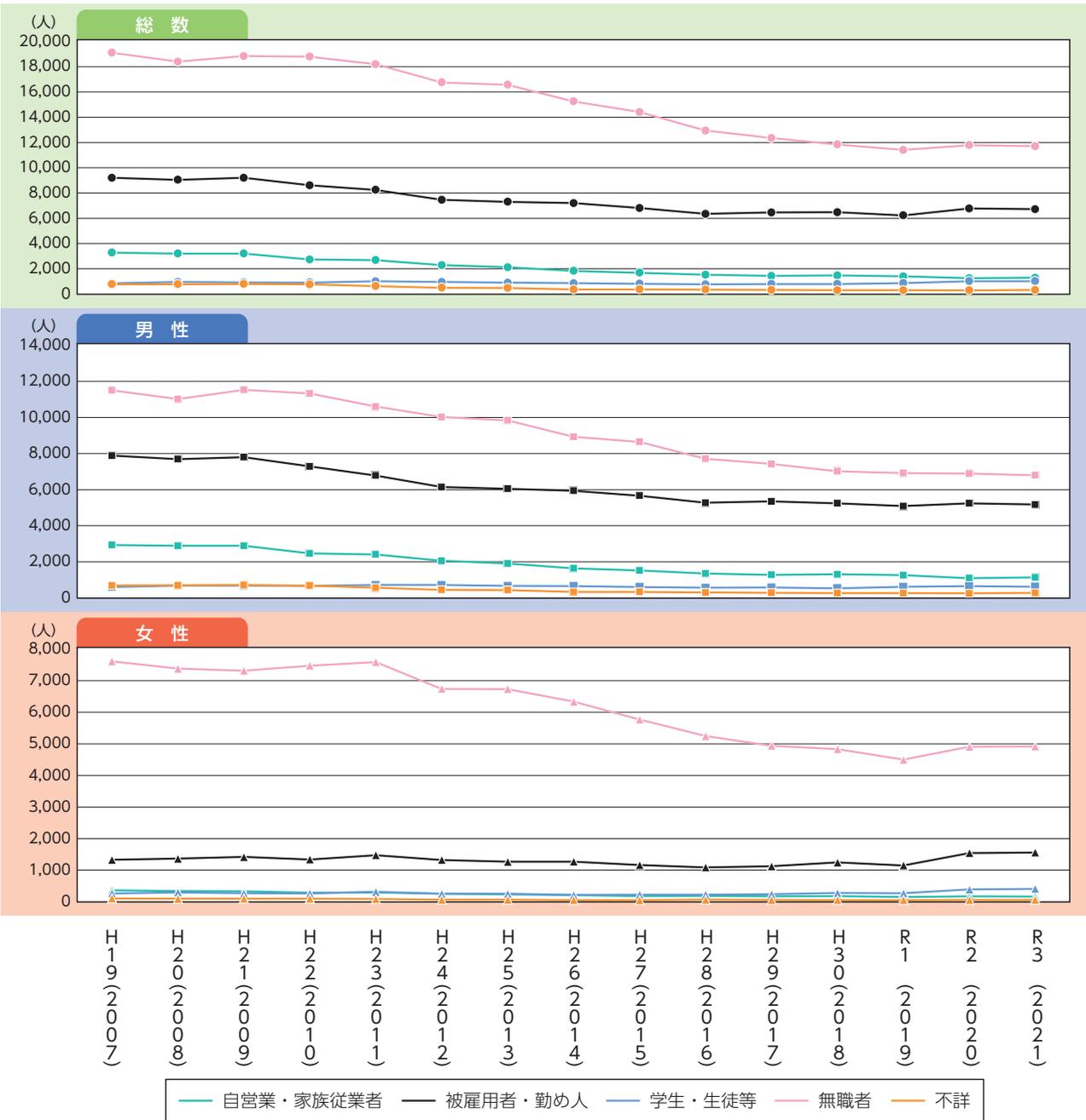
自殺の状況を職業別にみる際、平成19年及び令和4年の自殺統計原票改正で職業分類が改められたことから、各々の前後の推移を単純比較できないことに注意が必要である。しかし、この改正を考慮しても、昭和53年から令和4年にかけて最も自殺者数が多かったのは「無職者」であった（第1-5図）。

平成19年から令和3年の推移をみると、令和元年までは「無職者」、「被雇用者・勤め人」及び「自営業者・家族従業者」は減少傾

向であり、「学生・生徒等」はおおむね横ばいであった。令和2年に「自営業・家族従業者」を除き増加し、令和3年は令和2年と同程度であった。令和4年については「無職者」が11,775人、「有職者」が8,576人、「学生・生徒等」が1,063人であった。

令和4年について男女別にみると、男女ともに「無職者」が最も多かったが（男性：6,915人、女性：4,860人）、男性は「有職者」も6,811人と「無職者」と同程度であった。

第1-5(1)図 平成19年から令和3年までの職業別の自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

第1-5(2)表 令和4年の職業別の自殺者数

	有職者	無職		不詳	総数
		学生・生徒等	無職者		
計	8,576	1,063	11,775	467	21,881
構成比	39.2%	4.9%	53.8%	2.1%	100.0%
男	6,811	663	6,915	357	14,746
女	1,765	400	4,860	110	7,135

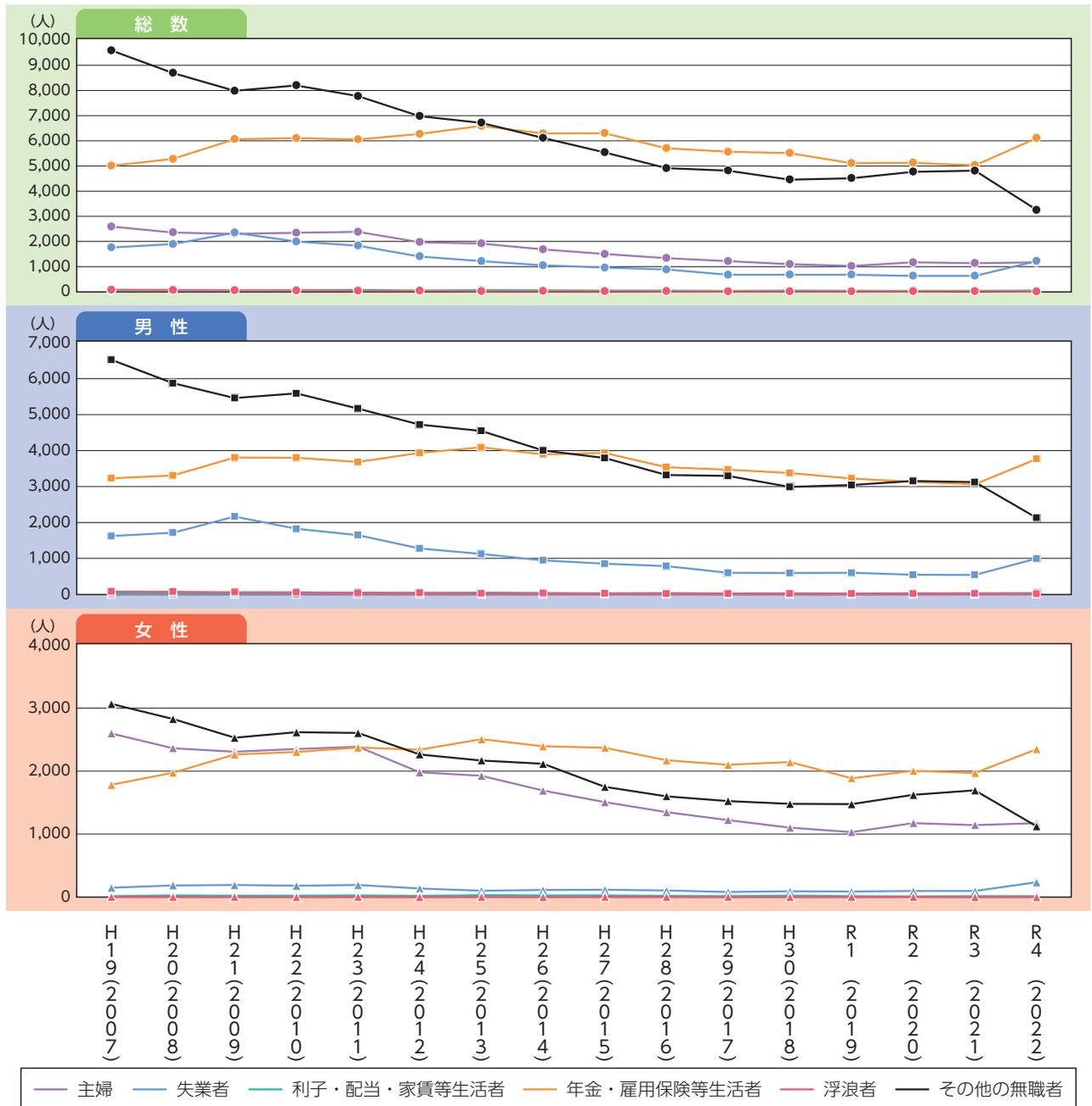
資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

「無職者」の内訳をみると、平成19年から令和4年まで「年金・雇用保険等生活者」及び「その他の無職者」が多い。特に「年金・雇用保険等生活者」は平成26年以降「無職者」の中で最も多い分類であり、概ね5,000人台～6,000人台で推移した。「主婦」及び「失業者」は減少傾向であったが、「主婦」は

令和2年に増加に転じたあと横ばいとなり、「失業者」は令和4年に前年から倍増となった（第1-6図）。

男女別にみても「主婦」を除いて推移に相違はなく、男女ともに減少又は横ばい傾向であったが、令和4年に「年金・雇用保険等生活者」及び「失業者」が大きく増加した。

第1-6図 無職者の自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

「学生・生徒等」の内訳をみると、平成19年から令和4年まで「大学生」が最も多く、次

いで「高校生」が多かった。「大学生」は平成19年から平成23年まで500人前後と高い水準で

推移していたが、その後減少を続けて平成30年は336人となった。しかし、令和元年に増加に転じてからは、令和4年まで増加を続け400人を超えた。「高校生」、「中学生」及び「専修学校生等」は令和元年までおおむね横ばいであったが令和2年に大きく増加した。「高校生」は令和2年にそれまでで最多の339人となった後、令和3年には減少したものの令和4年には令和2年を上回る354人となった。「中学生」は令和2年に146人、令和3年には148人と2

年連続でそれまでで最多となった後、令和4年は減少したものの143人と高い水準となった(第1-7図)。

男女別にみると、男性は令和4年まで「大学生」が最も多かった。女性は「高校生」が「大学生」を上回ることもあり、令和2年に「高校生」が大きく増加した後は令和4年まで3年連続で「大学生」を上回った。また、女性は「中学生」も令和2年に大きく増加した後、3年連続で高い水準となった。

第1-7図 学生・生徒等の自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

(6) 原因・動機別の自殺者数の推移

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。自殺統計原票では、原因・動機について平成18年までは最も関係が深いと思われるものを自殺者一人につき1つのみ計上し、平成19年から令和3年までは遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できるものを自殺者一人につき3つまで計上可能とし、令和4年からは遺書等に加え家族の証言等から自殺の原因・動機と考えられるものも含め自殺者一人につき4つまで計上可能と、改正を行ってきた。このため原因・動機別の自殺の状況の推移を単純には比較できないことに留意が必要である。

ただし、この改正を考慮しても、令和4年

まで最も多い原因・動機は「健康問題」であった。

比較可能な平成19年から令和3年までの原因・動機の推移をみると、「健康問題」は平成22年以降に減少を続け、令和2年に若干増加したものの、令和3年には統計開始以来最少の9,860人となった。次いで多い「経済・生活問題」も平成22年以降は減少していたが、平成28年からは3,000人台で横ばいとなり、令和3年は3,376人であった。「家庭問題」は3,000人台で、「勤務問題」は2,000人前後で、概ね横ばい傾向であり、令和3年は各々3,200人、1,935人であった（第1-8図）。

令和4年については、「健康問題」が12,774人、「家庭問題」が4,775人、「経済・生活問題」が4,697人、「勤務問題」が2,968人となった。

第1-8(1)図 平成19年から令和3年までの原因・動機別の自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

第1-8(2)表 令和4年の原因・動機別の自殺者数

	総数	原因・動機 特定者	原因・動機 不特定者
自殺者数	21,881	19,164	2,717
構成比	100.0%	87.6%	12.4%

	家庭問題	健康問題	経済・生活 問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他
自殺者数	4,775	12,774	4,697	2,968	828	579	1,734
構成比	16.8%	45.1%	16.6%	10.5%	2.9%	2.0%	6.1%

注1) 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

注2) 令和3年までは、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考える場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため、単純に比較することはできない。また、原因・動機特定者数（令和3年は15,093人、令和4年は19,164人）と原因・動機数の和が一致するとは限らない。